

カナダ国マニトバ州から我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について

平成22年11月25日

カナダ国マニトバ州において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2亜型）が確認されたことから、同州からの家きん及び家きん肉等の輸入を一時停止しました。



22消安第7031号
平成22年11月25日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

カナダ国マニトバ州から我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の
一時輸入停止措置について

今般、カナダ国マニトバ州において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2亜型）の発生（11月24日確認）があった旨、駐日カナダ大使館より連絡があった。

本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すため、カナダ国マニトバ州から日本向けに輸出される家きん、家きん肉等の取扱いについては、同州における鳥インフルエンザの清浄性が確認されるまでの間、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確な対応をされたい。

記

1 輸入停止措置の対象地域

カナダ国マニトバ州

2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛